

福祉医療

【福祉医療制度】

県内の医療機関（病院など）で診察を受けたとき、窓口で保険証等と福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）を見せていただくと、保険診療の一部負担金（自己負担）分が無料になる制度です。

次の対象者は、福祉医療の申請手続きをしてください。

手続きをしたら、ピンクのカード（福祉医療費受給資格者証）を渡します。

○申請手続き場所

医療年金課（市役所1階）

○対象者

区分	対象者	申請のときに必要なもの
子ども	0歳から18歳までの子ども	保険証等※1
心身に重度の障がいがある人	国民年金法1級	保険証等※1、障害基礎年金証書
	特別児童扶養手当等1級	保険証等※1、特別児童扶養手当証書
	身体障害者手帳1～3級	保険証等※1、身体障害者手帳
	療育手帳の判定がA1～A3、B1、B2（18歳未満の児童）、知能指数が50以下	保険証等※1、療育手帳等
母子・父子家庭等	母子・父子家庭で、18歳未満（18歳の年度末まで）の子と生活している親子	保険証等※1 ※2 この他、外国籍の人は、大使館で発行する「独身であることの証明書」が必要となります。

※1 保険証等とは、「マイナ保険証」「保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」などです。

※2 ほかに必要なものがある場合があります。窓口で相談してください。

【その他注意事項】

- 1 保険証や住所などが変わったとき、資格の認定要件に変更があったときは、次のとおり届出をしてください。
 - ① 届出場所 医療年金課（市役所1階）
 - ② 必要なもの 1)ピンクのカード、2)保険証等（保険証が変わったとき）
- 2 県外の医療機関（病院など）で診察を受けるときは、このカードが使えないので、下記のとおり払戻しの申請手続きをしてください。
 - ① 申請手続き場所 1)医療年金課、 2)市内の各行政センター（太田行政センター以外）
※東・西サービスセンターでは申請できません。
 - ② 必要なもの 1)ピンクのカード、2)保険証等、3)領収書、4)預金通帳等
- 3 変更により福祉医療の要件からはずれた場合には、資格が喪失となり、はずれた日にさかのぼって医療費を返還していただきます。

【問合せ先】

太田市役所 医療年金課 福祉医療年金係（1階12番窓口）

TEL 0276-47-1940